

あいち消費者教育 レポート

Vol. 39
2023年12月発行

学校における消費者教育を支援し、その推進を図るため、消費者教育研究校の教員及び愛知県教育委員会の協力を得て、研究校の取組や指導法・教材、若年者に多い消費者トラブル情報など、消費者教育の実践に役立つ情報を「あいち消費者教育レポート」として取りまとめました。ぜひ、消費者教育の授業等でご活用ください。

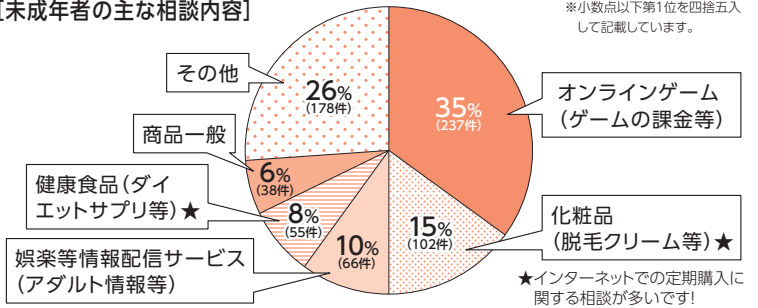
未成年者に多い消費者トラブル

2022年度に愛知県及び市町村に寄せられた消費生活相談件数は44,002件で、そのうち、未成年者(18歳未満)が契約当事者の相談は676件でした。

※集計時点:令和5年(2023年)5月15日

スマートフォンやタブレット端末などの普及により、インターネットを利用する機会が増え、トラブルに巻き込まれるケースが増加しています。中でも、SNSで知り合った相手やSNS上に表示された広告などをきっかけとした消費者トラブルに関する相談件数は、増加の一途をたどっています。

[未成年者の主な相談内容]



こんな相談が寄せられています!

中学生に多い
トラブル!

オンラインゲームの課金トラブル



課金がダメなことはわかっていたが、キャラクターを強くしたかったので、つい課金してしまった。

身に覚えのない高額なキャリア決済の請求があり、子供が自身のスマホでゲームの課金をしていたことがわかった。



- 無料のオンラインゲームでも、必要なアイテムが有料になっている場合があるので、注意が必要です!
- あらかじめ利用できる機能に制限をかけられる「ペアレンタルコントロール」を活用し、利用時間や課金できる金額などをあらかじめ設定しておきましょう!
- クレジットカードの適切な管理や、キャリア決済限度額の適切な設定等しておくことも大切です!

高校生に多い
トラブル!

インターネット通販のトラブル



1回限りのお試しのつもりで洗顔料を購入したが、販売会社からの確認メールを見たら、定期購入(複数回購入が条件)になっていた。

SNSの広告を見て、ネットで美容液を定期購入した。回数の条件なしと書いてあったので、業者に解約の電話をかけたが、つながらない。



- 通信販売にはクーリング・オフの適用がありません。契約の詳細な内容や返品のルールをよく確認してから注文しましょう!
- 「初回お試し」、「初回キャンペーン価格」と書かれている場合は、定期購入が条件となっていることがあります!
- 低価格を強調したり、注文を急がせたりする販売サイトには、特に注意しましょう!

無料 講師派遣のご案内

学校等における消費者教育を推進するため、授業や学年集会、教員やPTAの研修会等へ、弁護士、司法書士、消費生活相談員等の講師を、無料で派遣しています。ぜひ、ご活用ください。



愛知県 消費者教育 講師派遣 検索

●教員向け

- ・成年年齢引下げを踏まえた消費者教育の指導方法
- ・消費者市民社会とエシカル消費 等

●高校生等向け

- ・契約やクレジットカードに関する知識
- ・消費者被害・事故、消費者トラブルと対処法 等

●小・中学生向け

- ・小・中学生向けの消費者教育教材「かしこい消費者のススメ」を活用した実践的授業

無料 映像教材の貸出

悪質商法の手口と対処方法、契約やクレジットに関する知識、スマートフォンやインターネットの安全な利用方法等、消費者問題に関するDVD等の教材を貸出しています。

学校での授業や研修、地域のイベント、学習会等ぜひ、ご活用ください。



愛知県 消費者教育DVD 検索

トラブルに遭った場合は消費者ホットライン☎188(いやや!)へご相談ください!

～ 消費者教育研究校の取組紹介 ～

消費者教育を推進する「消費者教育研究校」の取組を紹介します。

2022年度消費者教育研究校：愛知県立旭丘高等学校 愛知県立碧南工科高等学校
愛知県立愛知商業高等学校 愛知県立春日台特別支援学校

公民科における実践的授業（愛知県立旭丘高等学校 遠藤 慎也 教諭）

1 題材

「賢い消費者」になることをめざした消費者教育

～消費者をめぐる環境を多角的に考察することを通して～（第3学年 科目「政治経済」 2単位）

2 ねらい

- (1) 自立（自律）した消費者となるために、必要な知識を身に付け、状況に応じてそれらを活用できるようにする。
- (2) 消費者を取り巻く様々な視点から「賢い消費者」になる／「賢い消費者」を育てるための方策を考察し、よりよい社会を構想する。

3 授業計画及び取組

(1) 外部講師による「実践的授業」の実施

愛知県県民生活課、愛知県弁護士会と連携し、「賢い消費者になるためには」という題で講義をした。弁護士作成の動画をもとに、どのように消費者トラブルを回避すべきか、グループで討論しながら考察を行った。

(2) 生徒用タブレットの利用

生徒用タブレット端末を活用して、現行の消費者政策や企業の消費者対応策をまとめさせた。

(3) グループワークの実施

生徒の主体的な学習を促すため、2時間目から4時間目までは全てグループワークで実施した。毎回の授業で生徒それぞれに何かしらの役割を持たせ、授業に臨ませた。

4 生徒の感想

- ・マルチ商法など、家庭科で学んだことの復習ができた。弁護士さんのお話が聞けてとても貴重な経験になった。
- ・消費者問題を考える際には消費者の視点だけで考えるのではだめだと思った。企業や政府など色々な角度から考えることも必要だと実感した。
- ・「賢い消費者」とは正しい知識を身に付け、危険を察知できる消費者であり、たとえ騙されたとしても落ち着いて対処できる人だと思う。

5 成果

授業実践前後で実施した調査結果の数値を比較すると、全ての項目で「知っているし、説明できる」が最も高い結果となった(表)。

また、トラブルへの対応が「できる」・「ややできる」と答えた生徒が91%に達した(図)。事前調査では90%弱の生徒が消費者トラブルに巻き込まれるかもしれないという不安を感じていたので、今回の実践を通してその対応に自信を持たったようである。

さらに、生徒の記述から、「賢い消費者」がどのような意味なのかをほとんどの生徒が理解できたと感じた。以上のことから、本実践の狙いは達成されたと考える。

6 おわりに

消費者庁の教材例や専門家のオリジナル教材(事例)はリアリティーがありつつ生徒にもなじみやすいものばかりだったので、今後も適切に活用していきたい。「賢い消費者」を育てるためには、系統だった指導と継続的な指導が必要だと考える。今後も、時代の流れに合わせた消費者教育の実践を続けていきたい。

| 時数 | 学習内容 |
|------|---|
| 1時間目 | 既存の知識を確認する。また、インターネットやSNS上の情報の特質について理解する。 |
| 2時間目 | 消費者問題の内容と消費者保護のための法制度について、消費者庁のWEBサイトを参考にしてみとめる。 |
| 3時間目 | 若年層が陥りやすい消費者トラブルやその対処法について学ぶ(外部講師による授業)。 |
| 4時間目 | 企業倫理について考えながら、「ジリツ(自立・自律)」した消費者を育成するためにはどうすればいいのか、消費者・企業・行政の視点から考察する。 |
| 5時間目 | 「賢い消費者」とはどのような消費者なのか考察する(まとめ・振り返り)。 |



【実践的授業の様子】

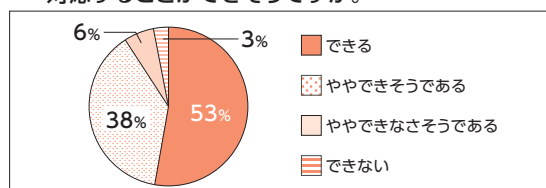


【グループワークの様子】

(表) 次の事項を知っていますか、また、それがどのようなものか説明できますか。

| | | 消費生活センター | 消費者ホットライン | 消費者契約法 |
|---------------|-------|----------|-----------|--------|
| 知っているし、説明できる | 授業実践前 | 37.8% | 16.2% | 18.9% |
| | 授業実践後 | 79.4% | 88.2% | 70.6% |
| 知っているが、説明できない | 授業実践前 | 62.2% | 70.3% | 78.4% |
| | 授業実践後 | 20.6% | 11.8% | 29.4% |
| 知らない | 授業実践前 | 0.0% | 13.5% | 2.7% |
| | 授業実践後 | 0.0% | 0.0% | 0.0% |

(図) 自分が消費者トラブルに巻き込まれた場合、対応することができそうですか。



1 題材

自立した消費者になるための正しい知識や判断力を身につけることを
目指した消費者教育

(第2学年 科目「家庭総合」 2単位)

2 ねらい

- (1)投資について正しい知識を理解し、正しい判断ができるようにする。
- (2)契約や18歳成年について正しい知識を持ち、トラブルに対応できる考え方と対処方法を身につける。

3 授業計画及び取組

(1)外部講師による講義「正しいお金のづくり方 投資の基本を学ぼう」の実施

愛知県金融広報委員会の金融広報アドバイザーの方に講師を依頼し、「投資とは何か」、「正しいお金の増やし方」、「投資詐欺にあわないために」などについて環境科学科の2年生の生徒へ実施した。

(2)外部講師による講義「消費者教育」の実施

愛知県県民生活課、愛知県消費生活総合センターと連携し、契約の基礎や消費者トラブルなどについて、2・3年生全員を対象に「実践的授業」を行った。

(3)グループワークの実施

授業や講義等で学んだことを生かすことを目的として、事例を挙げ、自分だったらどのように行動するかグループワークを行った。

また、トラブルに巻き込まれたときにどうすればよかったかも話し合った。クーリング・オフ通知について2022年6月からできるようになった電磁的記録による通知についても確認し、はがきによるクーリング・オフの書面を实际書いてみることによって、契約の時にも相手が大丈夫な企業かどうか、契約をする前に何を確認しておいたらいいか考えるきっかけにした。

| 時数 | 学習内容 |
|--------|-------------------------------------|
| 1時間目 | 事前アンケート(収入と支出を知る) |
| 2時間目 | 講義「正しいお金のづくり方 投資の基本を学ぼう」(外部講師による授業) |
| 3~6時間目 | 「社会への扉」を活用した授業 |
| 7時間目 | 講義「消費者教育」の実施(外部講師による授業) |
| 8・9時間目 | グループワーク「消費者トラブル」、「クーリング・オフ」について |
| 10時間目 | 事後アンケート(振り返り) |



【実践的授業の様子】



【グループワークの様子】

4 生徒の感想

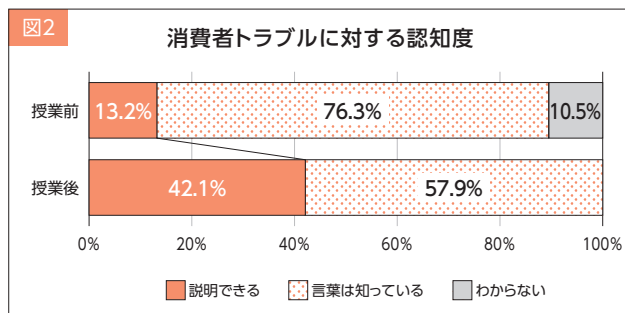
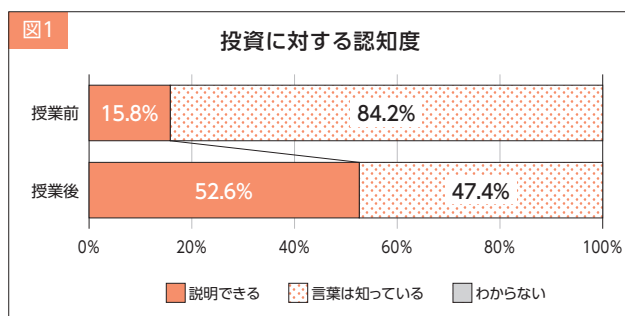
- ・ローリスクハイリターン投資はないとわかった。
- ・借金してまで投資するのはおかしいとわかった。
- ・投資をするならば政治・経済の情報を把握し、詐欺に気を付けることが大事だとわかった。
- ・簡単に儲かる話はない。
- ・契約する前に周りの人に相談したほうがいいと思った。

5 成果

授業前後に実施したアンケート結果により、「投資」、「消費者トラブル」等に関して、自分の言葉で説明できる割合が増え、全員が認知できるようになり、理解が高まった。また、生徒の感想を見ると、投資や消費者トラブルに関して正しい知識を身につけることができたのではないかと考える。

6 おわりに

18歳成年によって高校生でありながら、自分の意志だけで契約をすることができるようになった。また、今の時代では預貯金等だけでは自分の資産はほとんど増えず、早いうちから資産運用について学ぶことが求められるようになってきた。生徒が正しい知識を身につけ、賢い消費者になれるよう引き続き実践的な消費者教育に取り組んでいきたい。



1 題材

ケースメソッドを用いたアクティブ・ラーニング型授業の取組 ～能動的実践力を養う消費者教育の実践～

(第3学年 科目「総合実践」4単位、第3学年 科目「経済活動と法」2単位)

2 ねらい

- (1) 自立した消費者としての自覚をもち、消費者として意思決定するための基礎的な知識を養う。
- (2) 消費者トラブルについて正しい知識を身につけ、トラブルに巻き込まれた際の対処方法を理解する。
- (3) ケースメソッドを用いることで、物事を複数の視点に立って考え、正確に状況を把握し、問題解決に至る方法を自ら導き出す力を身につける。

3 授業計画及び取組

(1) 外部講師による「実践的授業」の実施

愛知県県民生活課、愛知県消費生活総合センターと連携し、契約や成年年齢の引き下げ、クレジットカード契約等について、消費者庁作成教材「社会への扉」を活用した講義を行った。消費者としての基礎的な知識や、消費者トラブルへの対処方法を理解することができた。

(2) ケースメソッドを用いた学習の実施

ケースメソッドを用いたアクティブ・ラーニング型の授業を実施した。消費生活情報あいち暮らしWEBの「消費者トラブル事例」や、日本弁護士連合会の消費者問題対策委員会のサイトを参考にケース教材を自作した。生徒は与えられたアサインメント(学習課題)の情報をもとに、生徒用タブレット端末を利用して、様々な法令や事例等を調査・研究し、アサインメントを完成させた。

グループワークや全体討議では、自らが研究・調査したアサインメントをもとに、能動的な態度で授業に参加し、一人ひとりが当事者としての意識をもって消費者教育に臨むことができた。

| 時 数 | 展 開 | 指導内容の要約 |
|------|-----------|---|
| 1時間目 | 導入 | 事前アンケートの実施 |
| 2時間目 | 講師による派遣授業 | 外部講師による講義 「成年年齢引下げに伴う消費者トラブルについて」 |
| 3時間目 | 調査・研究 | ケースメソッドを用いた学習① ・アサインメント(学習課題)の内容確認 ・グループ編成 ・アサインメント(学習課題)に関する調査・研究 |
| 4時間目 | グループワーク発表 | ケースメソッドを用いた学習② ・調査結果のグループ内での共有 ・調査結果の全体討議・発表 |
| 5時間目 | まとめ | 事後アンケートの実施及び感想 |



【実践的授業の様子】



【調査・研究の様子】

4 生徒の感想

- ・18歳になると、一人でできることが大幅に増えるので、トラブルに巻き込まれないように知識をつけることが大切だと思った。
- ・万が一のときは恥ずかしがらずに「188」に電話して相談してみようと思った。
- ・「私は絶対に騙されない」と思っていたが、実際に自分がその立場にならないと分からないと感じた。

5 成果

事前アンケートと事後アンケートの結果を比較すると、生徒の消費者としての意識が高まっていることが分かる。(図1、図2)

生徒からは「ケース教材を自ら探究したことで、自分の気になった部分をより詳しく知ることができた」、「自分で情報を分析する大切さを再確認した」との意見もあり、本研究のねらいを達成できたと考える。

6 おわりに

本研究を通じて、生徒自身の消費生活への関心を高めることができ、一人ひとりが自立した消費者としての自覚をもって消費者問題に向き合う姿勢を育むことができた。今回は3年生を対象にしたが、18歳の誕生日に成人になることを考えると、商業科目の中でも消費者教育は2年生までに終えておくことが望ましい。

今後、ますます消費者教育の必要性は高まっていくと考えられるため、本校でも継続的に消費者教育を推進していく重要性を感じた。

図1 成年年齢引下げに伴い、何ができるようになったか知っている(説明できる)

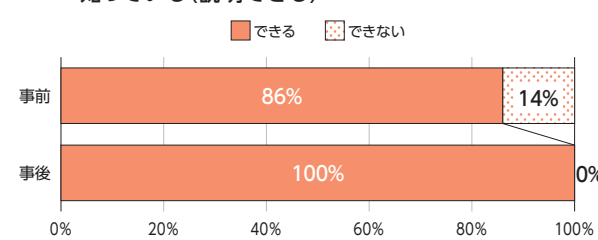
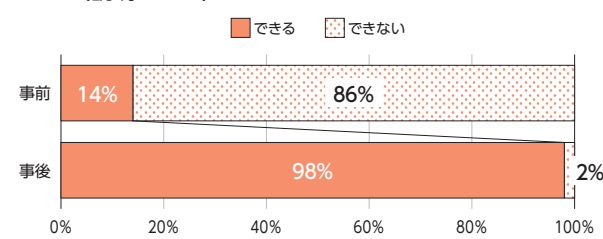


図2 消費者トラブルへの対処方法を知っている(説明できる)



1 題材

生活を豊かにする消費者教育の実践と、たくましく柔軟に対応できる力の育成を目指した取組 (第3学年 家庭科)

2 ねらい

- (1) 自分や家族の消費生活を知り、消費者としての自覚をもつ。
- (2) 消費者トラブルの加害、被害者にならないための正しい知識や回避方法を理解する。
- (3) 選択して購入するエシカル消費の意義について理解し、自分の消費生活に取り入れようとする。

3 授業計画及び取組

(1) 導入及び事前学習

家庭科の授業で消費者教育を取り入れた授業展開を実践した。消費意識を調査するためのアンケートを実施し、日頃の消費意識と消費行動の認知を図った。

生徒用タブレット端末を用いた学習ツールとして、ロイロノート(クラウド型授業支援アプリ)を使用し、「調べる→まとめる→発表する」を基本に、深い学びを促した。

(2) 実践的授業

愛知県県民生活課、愛知県消費生活総合センターと連携し、「消費者トラブルに遭わないために」をテーマに、消費者相談窓口における実際の相談内容を事例として、消費者トラブルの実際とロールプレイング形式での実践授業を展開した。

(3) 事後学習

消費生活に関する基礎学習を深めた実践的授業後には、成年年齢の引下げにより契約には責任が伴うことを理解していることが分かった(図1)。

| 単元名 | 学習内容 | 時間 |
|-----------------|-------------------------------|-----|
| 私たちの消費生活 | おとなの条件 | 1時間 |
| | ひとりのできる契約の楽しさと怖さ | 1時間 |
| | 支払いの仕組み | 1時間 |
| | 収入を得ること | 1時間 |
| | 悪質商法について | 1時間 |
| | 困ったときには | 1時間 |
| 消費者トラブルに遭わないために | 事前学習 | 2時間 |
| | 外部講師による実践的授業「消費者トラブルに遭わないために」 | 2時間 |
| | 事後学習 | 1時間 |
| エシカル消費を知ろう | エシカル消費とは | 2時間 |
| | 環境にやさしい商品の選択 | 2時間 |
| | 人・社会にやさしい商品の選択 | 2時間 |
| | 地域にやさしい商品の選択 | 2時間 |
| | 自分にできる商品の選択 | 2時間 |

4 生徒の感想

- ・常に責任感をもって、トラブルに遭わないように気を付けて、自分の身は自分で守りたい。
- ・大人になることは、楽しいことが多くなるけれど、それをするにも責任があって、責任ある消費行動ができるようになりたい。
- ・実習で野菜や果物が捨てられているところを見た。手前から商品を取ることで、食品ロスをなくすことができると思う。

5 成果

授業前後に実施したアンケートの結果から、契約と約束の違いについて、授業前では「知らない」と回答する生徒が8割であり、契約を交わす意味を理解していないことが分かったが、授業後には「わかった」と回答する生徒が9割に上り、契約の理解と認知につながった(図2)。

6 おわりに

本研究を通して、日常的に行われる消費活動をより身近な問題と捉えられるようになった。問題回避力や困ったときに声をあげる方法を在学中に身に付け、輝かしい未来への一歩が踏み出せるよう、今後も継続した消費者教育に取り組んでいきたい。

図1 契約には責任が伴うことがわかりましたか。

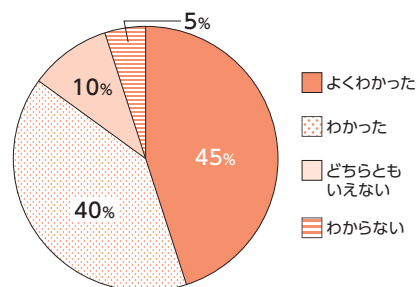
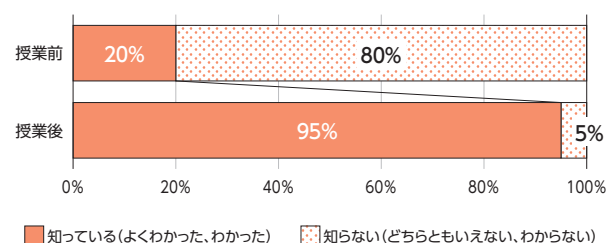


図2 契約と約束の違いを知っていますか(わかりましたか)。



学校での消費者教育を応援します！

小・中学生向けの消費者教育教材

小・中学生向けの消費者教育教材「かしこい消費者のススメ」を作成し、県内の小・中学校へ配布しました。

契約の仕組みや愛知県の小・中学生に多い消費者トラブル事例、エシカル消費等について、漫画やイラスト入りのワーク形式で実践的に学べる教材となっています。

学校の授業や家庭学習等で幅広く活用していただけるよう、パワーポイント版を作成したほか、消費者教育の専門家を講師として学校に派遣し、当該教材を活用した出前授業を無料で実施しておりますので、あわせてご活用ください。



かしこい消費者のススメ 検索



18歳からの大人大作戦!!! の配信

成年年齢引下げに伴う注意点等を広く呼びかけるメッセージ動画「18歳からの大人大作戦!!!」をYouTubeで配信しています。

県消費生活総合センターに多く寄せられた若者の消費者トラブルの中から、「美容関連の契約」、「インターネット通販」、「情報商材の購入」を取り上げて注意を促すとともに、困った時の消費者ホットライン「☎188(いやや!)」をキャラクターとテロップで紹介する35秒のアニメーション動画です。

学校での授業等でぜひ、ご活用ください。



18歳からの大人大作戦!!! 検索



※画像はメッセージ動画の一部です

消費者教育オンライン講座の動画配信

高等学校等の授業や家庭学習用としてご活用いただくため、成年年齢引下げや契約等をテーマとした講座をYouTubeで配信しています。



愛知県 消費者教育 YouTube 検索

消費生活情報「あいち暮らしWEB」

楽しく学べる消費者教育教材等を掲載しています。

- ・消費者トラブルかるた
- ・トラブル心理チェック
- ・動画で学ぶ「かしこい消費者市民になろう!」
- ・マンガでわかる「相談窓口へ行こう!!」等



あいち暮らしWEB 検索

消費生活情報「あいち暮らしっく」

消費者トラブルをはじめ、幅広い消費生活情報を掲載しています。

毎年11月～12月に配信する「若者向け特集号」では、「契約」「若者に多いトラブル事例」「エシカル消費」等について掲載しています。



あいち暮らしっく 検索

エシカル消費ポータルサイト「エシカル×あいち」

人や社会、地域、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費する「エシカル消費」について、具体例や、取組・活動紹介などの情報を発信しています。



愛知県エシカル消費 ロゴマーク



エシカル×あいち 検索

お問合せはお気軽に、愛知県県民生活課 ☎052-954-6603 まで!

トラブルに遭ったり、不安な場合はお早めにご相談ください。

消費者ホットライン
☎188 (いやや!) 局番なし

身近な消費生活相談窓口につながります。